

田原会計 NEWS

2025 年 5 月 29 日 (木)

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内 2-25-15

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

マイナ保険証は有効期限があります

マイナンバーカードの有効期限との関係

マイナンバーカードの有効期限を意識したことはありますか？ 実は 18 歳以上の方は発行の日から 10 回目の誕生日、18 歳未満は 5 回目の誕生日までとなっています。しかしマイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字 4 桁）の有効期限は全年齢で 5 回目の誕生日までとされているのです。

このことはマイナ免許証にも言えて、現行システムの注意点としてマイナンバーカードと運転免許証更新の順番によっては、免許情報のサイドの紐づけをしないと免許不携帯になる恐れもないとは言えないということです。つまりマイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証またはマイナ免許証は期限切れということが起こりうるのです。

電子証明書の有効期限が切れてしまったら

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の 2～3 か月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので市区町村窓口で手続きをします。

マイナ保険証は期限内に手続きができなかったきは、期限切れから 3 か月間は引き続きマイナ保険証で受診できます。3 か月を

過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしない場合、資格確認書（紙製カード）が交付されます。

手続きは何をする？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されます。

通知書に交付申請用 QR コードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードに交換できます。QR コードがないときは有効期限通知書に記載の必要書類を持参して市区町村窓口で手続きをします。

有効期限が切れてもフォロー体制はありますが、マイナンバーカード表面に記載の期限は電子証明書の期限ではないのでそれを意識して、通知書が来たら早めに手続きするなどスムーズに使用できるようにしておきたいものです。



マイナ健康保険証の有効期限にご注意ください